

丹波山村地域おこし協力隊インターン募集要項

丹波山村では、地域外の人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、村への定住・定着を促進するため、インターン期間を設けた地域おこし協力隊候補者を募集しています。

1. 募集人員

1名

2. 活動内容・受入団体

協力隊インターンの活動は、別に定める「丹波山村地域おこし協力隊設置要綱」を基本とし、以下の活動に従事していただきます。

(1) 活動内容

・株式会社アットホームサポーターズでの活動支援

(2) 受入団体

・株式会社アットホームサポーターズ

村の鹿肉処理場を運営し、その他にもイベントや特産品開発などを総合的に行い丹波山村の地域活性化に尽力している地域おこし協力隊卒業者が立ち上げた企業です。

3. 募集対象

下記 (1) ~ (10) 全ての要件を満たす方

(1) 年齢20歳以上、おおむね50歳未満の方（令和4年4月1日現在）

(2) 3大都市圏及び都市地域等（※）から生活の拠点（住民票）を丹波山村へ移すことができる方（※インターン期間中は、丹波山村に住民票を移す必要はありません。）

(3) 普通自動車運転免許を取得している方

(4) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方

(5) 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方

(6) 税等の滞納がない方

(7) 活動に際して村の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

(8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方

(9) パソコン（Word、Excel、インターネットなど）の一般的な操作ができる方

※上記の「3大都市圏及び都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、並びに、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域外の地域をいう。

4. 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数：上限週5日間（週休日：受入団体と調整）

(2) 勤務時間：上限1日8時間（受入団体と調整）

5. 雇用形態及び期間

- (1) 丹波山村地域おこし協力隊インターン生として委嘱（村との雇用関係はありません。）
- (2) 任用期間 2週間以上3か月以内

6. 報償等

1活動日あたり8,000円を上限とする。

※住居はこちらで手配いたします。

※社会保険等の加入はありません。

7. 応募手続

(1) 応募受付期間

募集開始の日から令和4年6月21日（火）まで（午後5時必着）。

下記(2)の書類を(3)の提出先まで郵送または持参してください。なお、提出いただいた書類は返却しません。

(2) 提出書類

①履歴書：市販のもので可。志望動機欄には必ず志望動機を記載してください。写真も必ず貼付してください。

②運転免許証の写し：両面をコピーしてください。

(3) 提出・問い合わせ先

〒409-0305 山梨県北都留郡丹波山村 890

丹波山村 総務課 地域おこし協力隊担当：矢嶋

電話：0428-88-0211

メールアドレス：s-yajima@vill.tabayama.yamanashi.jp

8. 選考

選考結果通知（書類選考）

選考の結果を応募者全員に文書で通知します。